

4. 騒音

(1) 環境基準

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、その他一般家庭から発生する生活騒音など多種多様です。

騒音に係る環境基準は、環境基本法の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事が行います。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。なお、法改正により平成 24 年度から市が類型指定をするようになりました。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 56 年 4 月 10 日	昭和 56 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 11 年 3 月 19 日	平成 11 年 4 月 1 日
類型指定	平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 4 月 1 日

騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベル (LAeq) に変更することに伴う見直しが行われ、平成 11 年 3 月 19 日に告示（平成 11 年 4 月 1 日施行）されました。

また、第 2 次一括法による改正が行われ、平成 24 年度より騒音規制法第 18 条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例
120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100 デシベル	電車が通る時のガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面 5m）
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

騒音に係る環境基準

① 一般地域

地域の区分	基準値		
	類型	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。	

環境騒音測定結果は以下のとおりで、全ての地点で環境基準を達成できました。

環境騒音測定結果

測定場所	類型	測定年月日	等価騒音レベル		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
神拝公民館	A	令和7年1月22日～23日	48	37	○	○
東予図書館・郷土館	A	令和7年2月18日～19日	44	35	○	○
神戸公民館	B	令和7年1月21日～22日	49	41	○	○
西条西部公園	B	令和7年2月20日～21日	52	42	○	○
市役所本庁駐車場	C	令和7年1月16日～17日	45	36	○	○
西ひうち緩衝緑地	C	令和7年1月30日～31日	50	43	○	○

(2) 騒音規制

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されます。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事 項	告示日	施行日
旧西条市類型指定	昭和 45 年 10 月 27 日	昭和 45 年 11 月 20 日
旧東予市類型指定	昭和 47 年 9 月 19 日	昭和 47 年 9 月 28 日
旧丹原町・旧小松町 類型指定	昭和 48 年 11 月 30 日	昭和 49 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 51 年 6 月 22 日	昭和 51 年 7 月 1 日
指定区域の見直し	昭和 53 年 12 月 22 日	昭和 54 年 1 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内にあって、騒音規制法に基づく金属加工機械等の特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく冷凍機等の騒音発生施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び愛媛県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となります。なお、環境大臣が指定する一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっています。

特定工場等に係る発生する騒音の規制に関する基準

(愛媛県公害防止条例施行規則別表第 14)

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	70 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。				

騒音規制法に基づく特定施設

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ヘ	かなな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設

1	冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であって、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に 30 台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であって、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー

騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区 域	作業の種類・名称		騒 音 レベル	作業禁止 時 間	1 日当 たり作 業時間	連続 作業 時間	作 業 禁止日
第 1 号 区 域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 7 時から 翌午前 7 時まで	10 時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休 日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	午後 9 時から 翌午前 6 時まで	〃	制限なし	制 限 な し
第 2 号 区 域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル以下	午後 10 時から 翌午前 6 時まで	14 時間 以 内	6 日 以内	日曜日 休 日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
		バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 デシベル以下	〃	〃	制限なし	制 限 な し

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50 メートルを越えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業

1	建設作業であつて、ブルドーザー、パワーショベル等（原動機の定格出力が 22.5 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2	板金作業又は製罐作業のうち、ハンマーを使用するものであつて、厚さ 0.8 ミリメートル以上の材料を用いるもの

騒音規制法に基づく特定施設設置届出状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 金属加工機械	172
2. 空気圧縮機等	1,942
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	709
5. 建設用資材製造機械	16
6. 穀物用製粉機	17
7. 木材加工機械	166
8. 抄紙機	6
9. 印刷機械	33
10. 合成樹脂用射出成形機	50
11. 鋳物造型機	14
合 計	3,156
届出工場事業場数	268

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出状況
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

騒音発生施設名	施設数
1. 冷凍機	413
2. セメント製品製造機械	24
3. 燃糸機	58
4. 工業用動力ミシン	421
5. 木材加工機械	1
合 計	917
届出工場事業場数	48

(3) 自動車交通騒音

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音と道路交通騒音の両面から規制されています。

自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策として行われている自動車騒音規制については、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区別して許容限度が定められています。

また、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの限度（要請限度）が定められており、騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）によります。

騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度
要請限度

地域の区分	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の区域、b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の区域、c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の区域とする。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

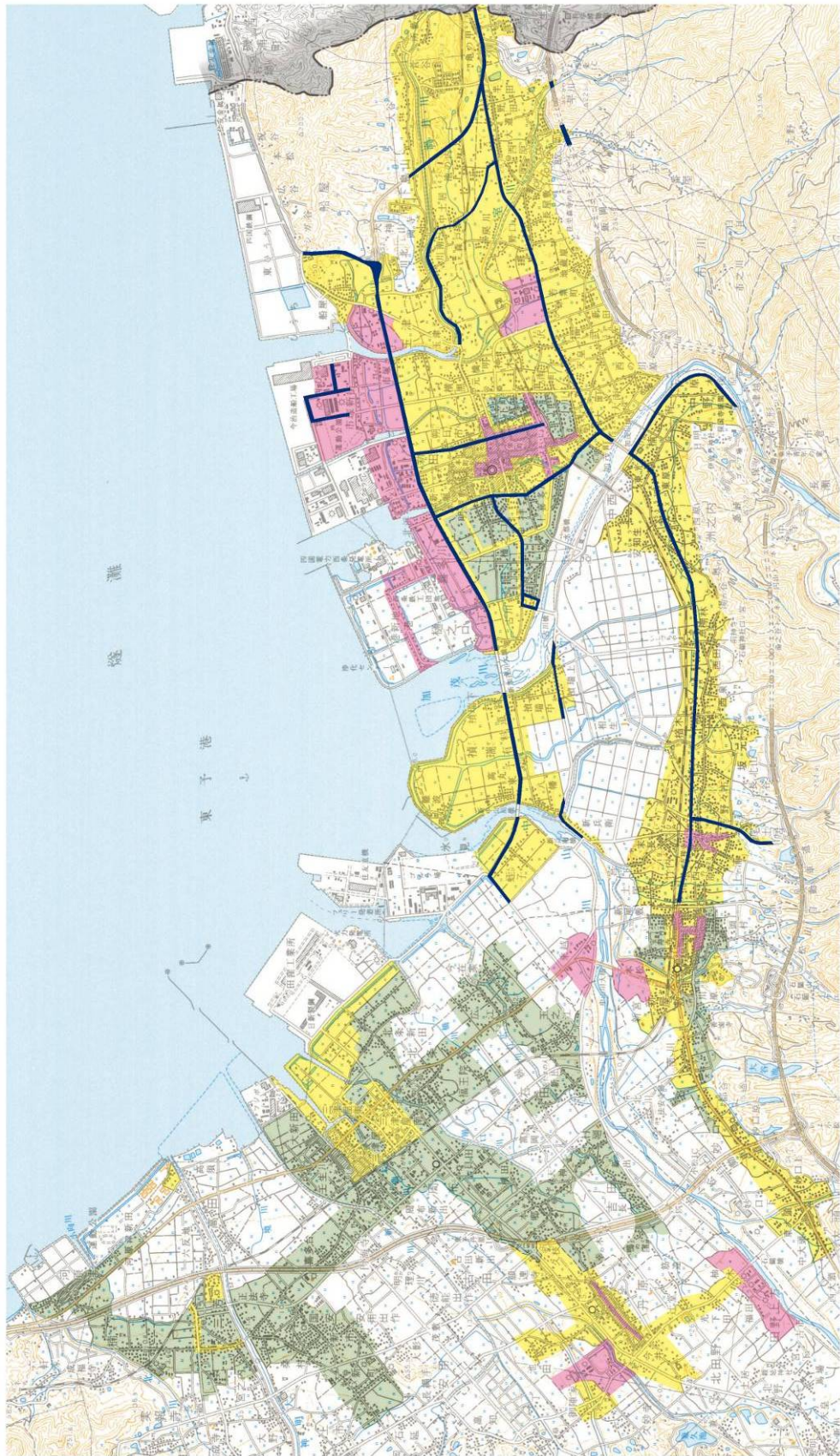
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）
75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4 車線以上）、自動車専用道路 幹線交通を担う道路に近接する空間 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15 メートルまでの範囲 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20 メートルまでの範囲	

令和 6 年度は自動車交通騒音測定を 5 地点で実施しました。
測定結果は、全ての地点で要請限度を満たしています。

交通騒音測定結果

測定場所	測定年月日	等価騒音レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松サービスセンター前	令和 7 年 2 月 13 日～ 14 日	73	69	○	○
国道 196 号 JA 周桑東部センター前	令和 7 年 2 月 19 日～20 日	66	61	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防本部前	令和 7 年 1 月 29 日～30 日	71	65	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	令和 7 年 3 月 6 日～7 日	67	60	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	令和 7 年 1 月 23 日～24 日	67	61	○	○

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）

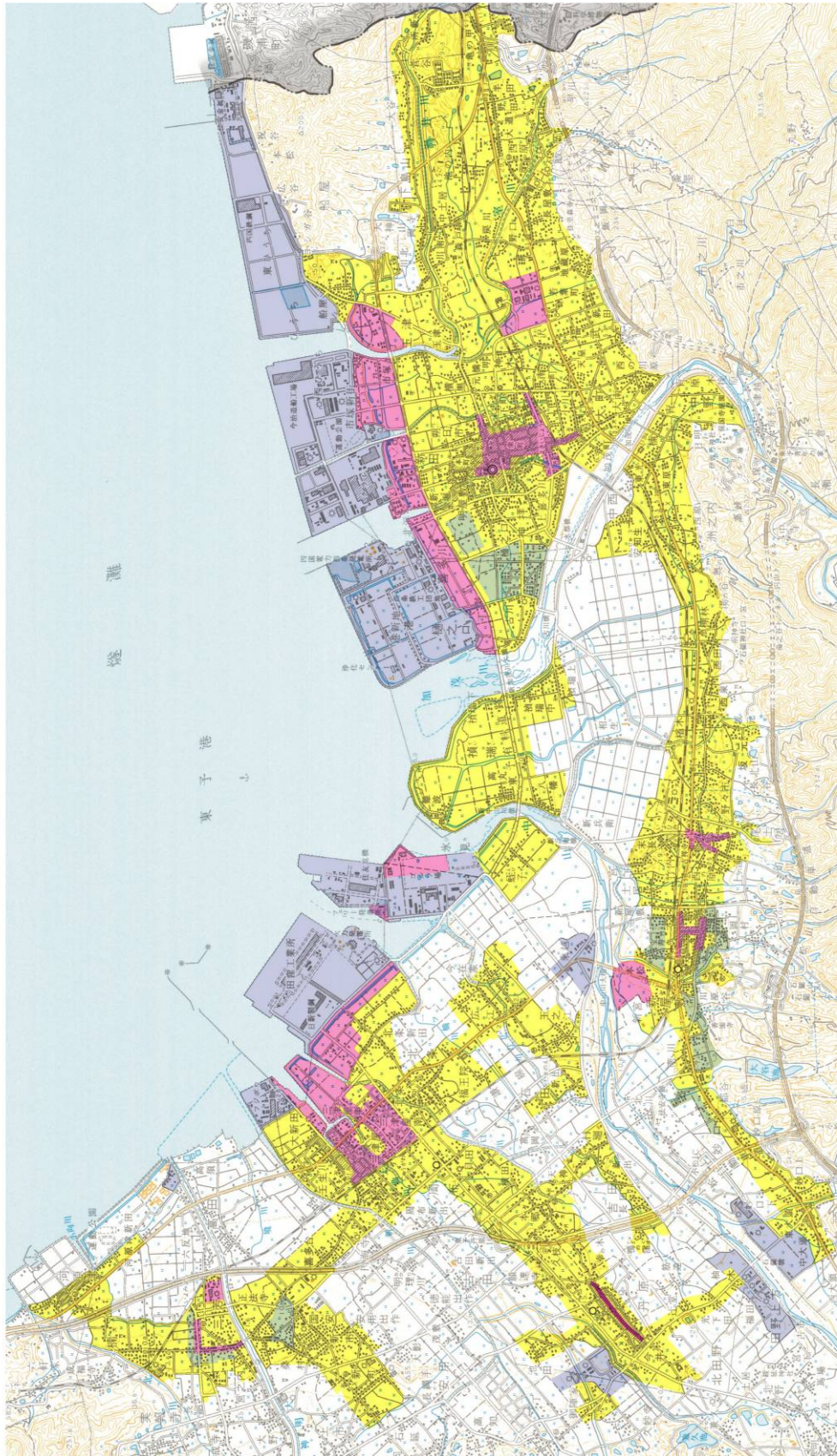
A 類型（a 区域）

B 類型（b 区域）

C 類型（c 区域）

幹線交通を担う道路に近接する空間

騒音規制区域図



特定工場において発生する騒音の規制基準

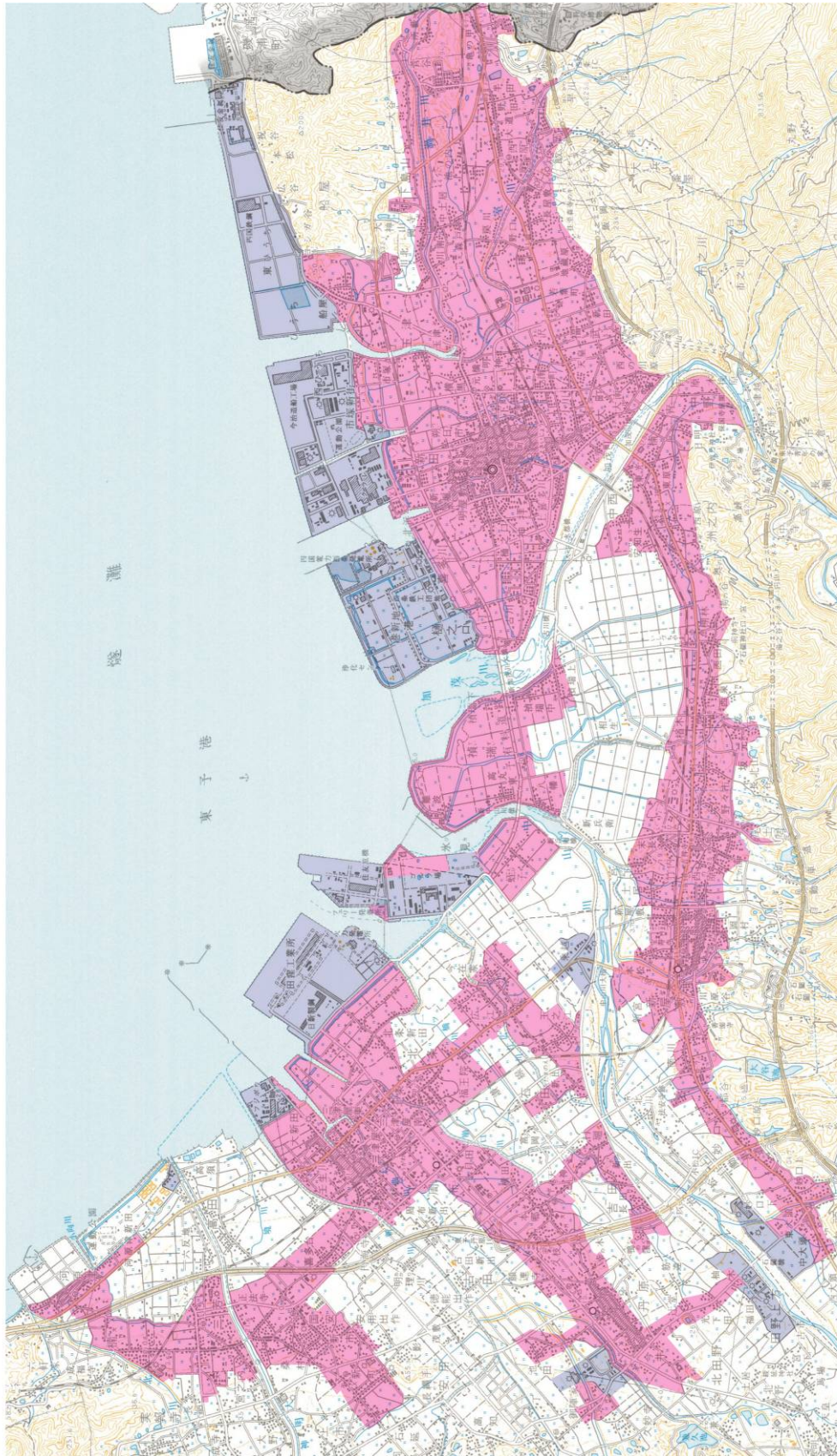
第1種

第2種

第3種

第4種

特定建設作業騒音規制区域図



第2号

第1号

愛媛県告示区域

(4) 自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、平成10年の騒音規制法改正時に新設されたものです。

第2次一括法による改正が行われ、平成24年度から騒音規制法第18条に基づいて西条市が自動車騒音の常時監視を行うこととなりました。

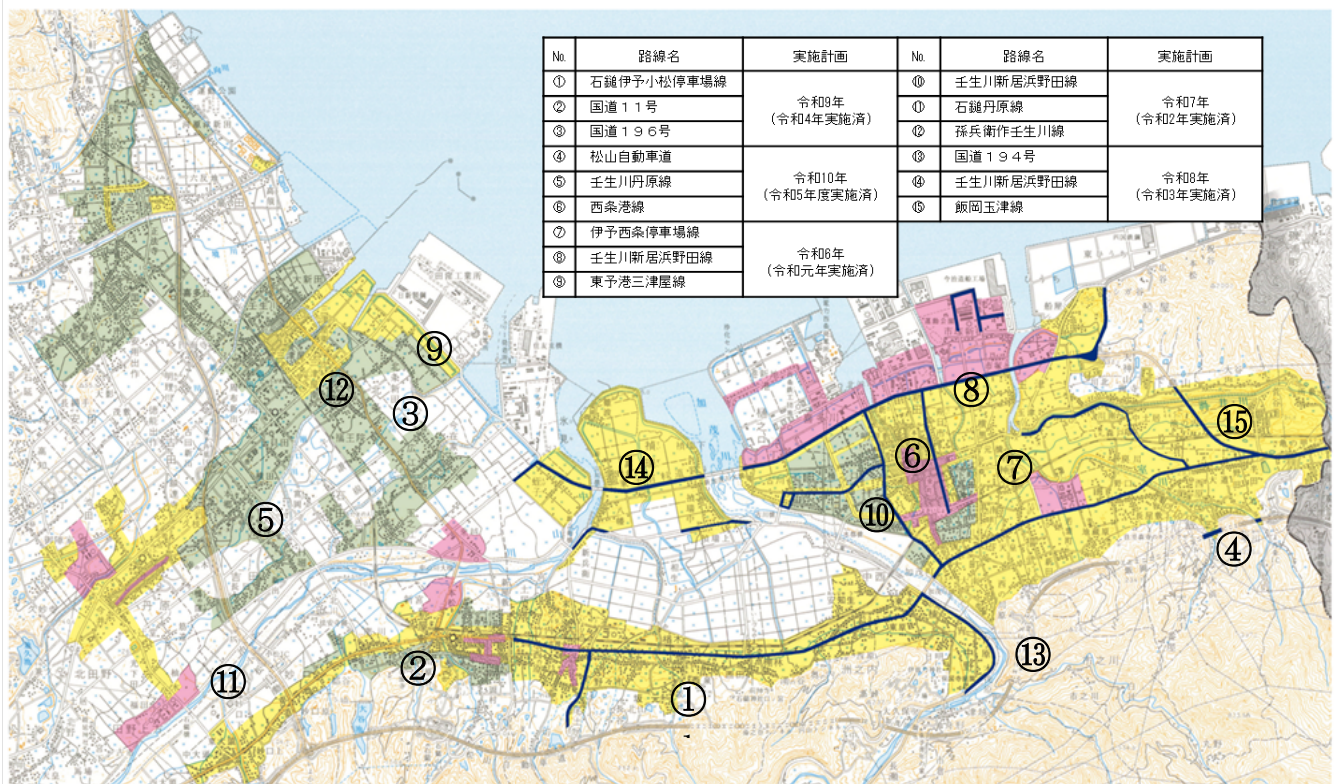
自動車騒音常時監視では、5年間で全15地点を測定する計画で、平成24年度から1年毎に3地点ずつの測定を行い、平成28年度で全地点の測定を完了しました。平成29年度以降についても、5年間で同じ15地点を測定する計画で、継続して測定を行います。

評価区間全体の結果は下表に示すとおりです。各評価区間で環境基準を超過する結果は、出ておりません。

測定年月日 ⑦、⑧、⑨：令和7年1月9日～10日

路線名	車線数	評価区間延長(km)	評価区間	騒音レベル(dB)		環境基準 類型	評価対象 住居等戸数 (戸) a=b+c+d+e	昼間・夜間 とも基準値 以下(戸)	昼間のみ 基準値以下 (戸)	夜間のみ 基準値以下 (戸)	昼間・夜間 とも基準値 超過(戸)
				昼間	夜間			b	c	d	e
伊予西条停車場線	2	1.7	西条市新田～西条市大町	64	61	C	404	404 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
壬生川新居浜野田線	4	5.5	西条市古川～西条市船屋	71	65	B	835	826 (98.9%)	0 (0.0%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)
東予港三津屋線	2	1.7	西条市北条～西条市三津屋東	68	63	B	208	208 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）

A類型（a区域）

B類型（b区域）

C類型（c区域）

幹線交通を担う道路に近接する空間